

業種	イ 林業 ・ 林業 ・ 建設業 ・ 運送業 ・ 清掃業 業種 業種 業種 業種	ロ ・ 製造業 (物の加工業を含む) ・ 電気業・ガス業・熱供給業 ・ 水道業・通信業・各種商品卸売業・家具・建具・じゅう器等卸売業 ・ 各種商品小売業・家具・建具・じゅう器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業	ハ ・ その他の業種
規模 (労働者数)			
1000	事業者 ↓ 選任 産業医 (安衛法13条) ↓ 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) ↓ 指揮 安全管理者 (安衛法11条) / 衛生管理者 (安衛法12条)	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 / 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 衛生管理者
300			
100			
50	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 / 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 / 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 衛生管理者
10	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (安衛法12条の2)	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
	事業者	事業者	事業者

法定の事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

中小企業の定義

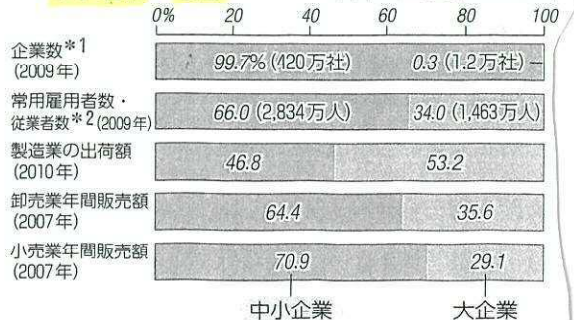
↓どちらかに該当↓

業種	従業者規模	資本金規模
製造業・建設業・運輸業その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

解説 従業者数か資本金 「中小企業」については中小企業基本法第2条に定められている。業種によって違いはあるが、従業者数もしくは資本金の規模どちらかに該当すれば中小企業である。

中小企業の地位

(中小企業庁資料などによる)



*1 企業数=会社数+個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店)とする。(民営、非一次産業)
*2 数値は、会社の常用雇用者数と個人事業所の従業者総数を合算している。

安全管理体制

安全推進者

	(法10条) 総括安全衛生管理者	(法11条) 安全管理者	(法12条) 衛生管理者	(法12条の2) 安全衛生推進者 衛生推進者	(法13条) 産業医
規模・専属	①常時 100人以上 ②常時 300人以上 ③常時1,000人以上 事業場ごとに1人を選任	①常時50人以上 原則：専属 例外：2人以上選任する場合、その中に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントがいるときは、そのうちの1人については専属不要 事業場ごとに1人以上を選任	企業種常時50人以上	①②の業種 左記以外の業種 常時10人以上50人未満 原則：専属 例外：以下の者から選任するときは専属不要 1.労働安全コンサルタント 2.労働衛生コンサルタント 3.その他厚生労働大臣が定める者 ①安全管理者、衛生管理者の資格を有する者 で、当該資格を取得した後、5年以上安全衛生(衛生)の実務に従事した経験を有する者 ②厚生労働省労働基準局長が①と同等以上の能力を有すると認める者	企業種常時50人以上で選任 常時3,000人超→2人以上 イ.常時1,000人以上 ロ.有業業者に常時500人以上 専属
専任 最低1人を専任	イ.建設業・有機化学工業製品製造業・石油製品製造業→常時300人以上 ロ.無機化学工業製品製造業・化学肥料製造業・道路貨物運送業・港湾運送業→常時500人以上 ハ.紙・パルプ製造業・鉄鋼業・造船業→常時1,000人以上 ニ.①②の業種(上記イ〜ハを除く)で過去3年間の労働災害による休業1日以上10人の死者者割合計100人超の事業場→常時2,000人以上	イ.常時1,000人超 ロ.常時500人超で坑内労働又は健康上有害な一定の業務に常時30人以上が従事 ※ロ.の事業場のうち坑内労働又は特に有害な業務の事業場→衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者から選任			
選任期限	選任すべき事由が発生した日から14日以内	同左	同左	同左	同左
報告	選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出	同左	同左	報告不要。作業場の見やすい箇所に掲示する等の方法により関係労働者に氏名等を周知 *学校医は提出不要	選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出 *学校医は提出不要
職務内容	安全管理者・衛生管理者等の指揮及び法10条1項各号の統括管理	法10条1項各号の安全に係る技術的事項を管理	法10条1項各号の衛生に係る技術的事項を管理	法10条1項各号の業務(法25条の2に関する管理者を選任した場合、同条に該当するものを除く)	法10条1項各号の業務のうち衛生に係る業務 ・健康診断の実施、労働者の健康管理等 ・事業者、総括安全衛生管理者に対する報告、衛生管理者に対する指導、助言をすることができる
巡視	義務あり	少なくとも毎週1回	義務なし	少なくとも毎月1回 作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、必要な措置を講じなければならない	
行政	都道府県労働局長は、労働災害防止に必要があると認めるときは総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告できる	労働基準監督署長は、労働災害防止に必要があると認めるときは、事業者、安全管理者・衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる			
資格・経歴	イ.大学・高等専門学校 →理料系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校 →理料系統の正規の学科を修めて卒業後5年以上 産業安全の実務経験を有する者 ハ.労働安全コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ロ.第1種衛生管理者免許 ハ.第2種衛生管理者免許 ニ.衛生工学衛生管理者免許 ロ.医師、歯科医師の資格を有する者 ハ.労働衛生コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	当該業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者のうちから選任 イ.大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後3年以上 ハ.5年以上 安全衛生(衛生推進者は衛生)の実務に従事した経験を有する者 ニ.厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ホ.厚生労働省労働基準局長がイ〜ニと同等の能力を有すると認める者 ・安全管理者・衛生管理者 ・労働安全コンサルタント ・労働衛生コンサルタント	医師→労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた者 イ.厚生労働大臣の定める研修(日本医師会、産業医科大学等で行う研修)を修了した者 ロ.労働衛生コンサルタント(保健衛生専攻) ハ.大学の労働衛生担当教授、助教授、常勤講師である者、又はあった者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ロ.都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸売業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
- ③ その他の業種(限内的産業で非工業的業種)

	(法14条) 作業主任者	(法15条) 統括安全衛生責任者	(法15条の2) 元方安全衛生管理者	(法16条) 安全衛生責任者	(法15条の3) 店社安全衛生管理者	(法17条) 安全委員会	(法18条) 衛生委員会
規模・専属	高圧室内作業等令6条に掲げる危険、有害な作業において選任 *規模は問わない 作業を同一の場所で行う場合、2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の分担を定めなければならない 専属要件なし	建設業 常時50人 造船業 以上 ただし、ずい道等の建設、圧入工法、一定の橋梁の建設→常時30人以上 特定元方事業者が選任	建設業で統括安全衛生責任者を選任した事業者が選任	統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人が選任	建設業に属する元方事業者→以下の場合選任 イ.ずい道等の建設、圧入工法による作業、特定の場所における橋梁の建設 →常時20人以上30人未満 ロ.主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設 →常時20人以上50人未満	設置規模 ①-a 常時 50人以上 ②-b 常時100人以上 安全衛生委員会(法19条) 安全委員会、衛生委員会とも設置しなければならない場合 → それぞれの委員会に代えて設置できる	
専任 最低1人を専任							
選任期限		選任しなければならないときは、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告		選任した請負人は、統括安全衛生責任者を選任した事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報 *届出不要	選任しなければならないときは、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告	委員会を月1回以上開催するようにしなければならない。 議事等重要なものに係る記録→3年間保存	
報告	報告不要。氏名及びその者に行わせる事項を良くし、箇所に掲示する等により関係労働者に周知						
職務内容	労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者の指揮等	イ.元方安全衛生管理者の指揮 ロ.協議組織の設置、運営 ハ.作業間の連絡・調整 ニ.作業場所の巡視等	左記のロ〜ニのうちの技術的事項を管理 *事業者は、労働災害防止のため必要な措置をなし得る権限を与える	統括安全衛生責任者、関係者との連絡等 当該請負人に係るものの実施についての管理 作業計画等の調整 混在作業による危険の有無の確認 後次の請負人に請け負わせる場合→その安全衛生責任者との連絡調整	・法30条1項各号の特定元方事業者の請すべき措置を担当する者に対し指導 ・作業の種類、実施状況把握 ・協議組織の会議に随時参加 ・仕事の工程に関する計画及び機械・設備等の配置に関する計画についての確認 ・少なくとも毎月1回建設現場を巡視	調査審議事項 イ.労働者の危険を防止するための基本となる対策に関すること ロ.労働者の健康の保持増進をはかるための基本となる対策に関すること ハ.労働者の危険防止に関する重要事項	
巡視							
行政		総括安全衛生管理者と同じ	安全管理者、衛生管理者と同じ				
資格・経歴	イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ロ.都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者		イ.大学・高等専門学校 →理料系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校 →理料系統の正規の学科を修めて卒業後5年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務経験を有する者 ハ.その他、厚生労働大臣が定める者	イ.大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 イ〜ハのうちから事業者が指名した者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	イ.総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者 ロ.衛生管理者 ハ.当該事業場の労働者で、安全に関して経験を有する者 イ〜ハのうちから事業者が指名した者 (議長はイ.の者)	委員構成 イ.総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者 ロ.衛生管理者 ハ.産業医(必要的構成員、出席義務はなし) ニ.当該事業場の労働者で、衛生に関して経験を有する者 イ〜ロのうちから事業者が指名した者 *作業規模測定士=委員として指名できる	

- ①-a 林業、鉱業、建設業、清掃業、製造業(木竹・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)
- ①-b 製造業(物の加工業を含む)、①-aを除く)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、運送業(①-aを除く)